



資料 1-4

諮問 2001号
平成20年10月8日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣
鳩山 邦 夫



諮問書

石見銀山テレビ放送株式会社から、平成20年9月22日付けで有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第3条第2項の規定に基づき、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について申請があった。

これについて審査した結果、同法第4条第1項各号の規定に適合し、かつ、同法第5条各号の規定に該当していないと認められる。よって、同法第3条第1項の規定により許可することとしたい。

上記のことについて、諮問する。

石見銀山テレビ放送株式会社に係る
有線テレビジョン放送施設の設置許可について

○ 石見銀山テレビ放送株式会社	
(1) 申請の概要	1
(2) 審査の結果等	3

(1) 申請の概要

名 称	石見銀山テレビ放送株式会社		
所 在 地	島根県大田市長久町長久イ526番地3		
申 請 年 月 日	平成20年9月22日		
設置を必要とする理由	<p>大田市は、旧大田市、温泉津町、仁摩町が平成17年10月に合併して誕生した、島根県の東西の中央部で日本海に面する人口約4万人、世帯数約1万6千世帯、面積約436km²の地方都市である。</p> <p>大田市においては、旧市町で受け継がれた歴史や文化を活かしつつ、新しい都市にふさわしい市民が一体となった意識の醸成やまちづくりを目指すとともに、高齢化や情報化の進展など時代潮流に適應できる社会基盤の整備を進めていく必要がある。このため、石見銀山テレビ放送株式会社により、地域密着型の情報インフラとしてHFC方式によるケーブルテレビ施設を設置し、これを活用することにより、地上波放送の再送信、多チャンネル放送、生活情報・行政情報などのコミュニティチャンネル等のサービスを実施するとともに、ブロードバンドサービスも行い、高度地域情報基盤を整備するものである。</p>		
施 設 区 域	大田市大田町、川合町、長久町、久利町、静間町、鳥井町、大屋町、波根町上河内、三瓶町池田（禎原、野畑、さわらび苑）、三瓶町上野城イ426、富山町神原1027から2341 まで、大森町上佐摩上イ1158からイ1169 まで、大森町下佐摩全域、久手町（東、西、南、北区域外全域）、五十猛町（湊1、湊2、湊3、地頭所嘉庭、畑井）五十猛町野梅1394から2685 まで、五十猛町丹波861から2499 まで、五十猛町日の出155から1589 まで		
区域内人口・世帯数	人口24,618人 世帯9,342世帯（平成19年4月現在）		
の設置場所 主たる設備	受信空中線	島根県大田市大田町大田口1089-4 島根県大田市三瓶町志学大平口1654	
	ヘッドエンド	島根県大田市大田町大田口1089-4	
	演奏所	島根県大田市大田町大田口1089-4	
設置完了予定 及び施設の規模	設置完了予定 平成21年3月	引込端子の数 12,036	
施 工 の 方 法	委託		
保 守 の 方 法			
放 送 内 容	TV 57ch		
	自主放送	2ch	(うちデジタル 1ch)
	地上波再送信	12ch	(うちデジタル 6ch)
	BS再送信	20ch	(うちデジタル11ch)
	CS再送信	23ch	(うちデジタル20ch)
伝送路の形態	HFC方式	上限周波数	770MHz
使用する周波数	周波数配列表のとおり。		

		第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
	事業収入	千円	千円	千円	千円	千円
	契約料					
	利用料					
	放送料					
	番組制作料					
	その他					
	事業外収入					
	特別利益					
	計					
事業収支見積 (単位：千円)	事業支出	千円	千円	千円	千円	千円
	人件費					
	物件費					
	修繕費					
	道路占用料					
	電柱等使用料					
	電気料					
	番組制作費					
	番組購入費					
	借料					
	事務費					
	販売費					
	租税公課					
	減価償却費					
	事業外支出	千円	千円	千円	千円	千円
	上位回線使用料					
	支払利息					
	圧縮損					
	計					
	差引収益金					
	法人税等 税引後利益金 税引後繰延利益金					
建設資金の調達						
料金(予定)	契約料	52,500円(加入料)		利用料	2,310円/月～	

(2) 審査の結果等

ア 審査の結果

本件申請について、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号。以下「法」という。）第4条第1項の許可の基準及び法第5条の欠格事由に関し、有線テレビジョン放送法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第69号）に照らし審査した結果は次表のとおりであり、法令に合致するものと認められる。

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事 由
<p>(欠格事由)</p> <p>第3条 施設の設置の許可を受けようとする者は、法第5条各号に定める欠格事由に該当しない者であることとする。</p> <p style="text-align: center;">【法第5条各号】</p>	適	<p>本件申請者等については、法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）及び有線電気通信法（昭和28年法律第96号）の罰則等を受けた者ではなく、欠格事由に該当しない者と認められる。</p>
<p>(施設区域)</p> <p>第4条 施設区域（施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行うための区域をいう。以下同じ。）は、次のとおり設定されているものであることとする。</p> <p>(1) 施設区域は、一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、原則として、当該行政区域の全域において設定されているものであること。この場合において行政区域とは、市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市にあっては区とする。）の区域とする。</p> <p>(2) 行政区域の全域を施設区域とすることができない事情が認められる場合には、少なくとも当該行政区域の人口集中地区の大半が施設区域に含まれていること。</p> <p>(3) 行政区域内において施設区域とすることができない区域がある場合においては、当該区域の扱いについて将来計画が明らかにされていること。</p> <p>(4) なお、テレビジョン放送の共同受信又は受信障害解消のための同時再送信業務を行うことを目的とした施設等行政区域の全域において設置する必要のない施設の区域においては、当該施設の設置が必要となる区域以外の区域が含まれているものでないこと。</p> <p style="text-align: center;">【法第4条第1項第4号】</p>	適	<p>各項目について、以下のとおり適切であると認められる。</p> <p>本施設の設置区域は、大田市の大田町、川合町、長久町、久利町、静間町、烏井町、大屋町の全域及び波根町、三瓶町、富山町、大森町、久手町、五十猛町の一部を整備するものであり、行政区域の全域を施設区域とするものではないが、人口集中地区全域が施設区域に含まれているものであり、かつ、第一期の施設区域に設定されていない大田市内の他の地域については、来年度及び再来年度に向けて整備し、全域をカバーする将来計画が明らかにされていることから基準を満たすものと認められる。</p> <p>本施設は、テレビジョン放送の共同受信又は受信障害解消のための同時再送信業務を行うことを目的とした施設等行政区域の全域において設置する必要のない施設ではないため審査の対象外である。</p>
<p>(施設計画の合理性及び実施の確実性)</p> <p>第5条 施設の施設計画は、次の基準に照らし合理的であり、かつ、その実施が確実であると認められるものであることとする。</p> <p>(1) 申請に係る施設区域が、当該地域で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等からみて、適切に設定されていること。</p>	適	<p>各項目について、以下のとおり適切であると認められる。</p> <p>施設区域は、当該地域で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等を勘案した上で、旧大田市の市街地を中心としたエリアである大田市大田町、川合町、長久町、久利町、静間町、烏井町、大屋町の全域及び波根町、三瓶町、富山町、大森町、久手町、五十猛町の一部とされており、適切であると認められる。</p>

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
(2) 施設区域内の送信施設、幹線及び中継増幅器の配置は、当該地域で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等と見合っていること。	適	送信施設、幹線及び中継増幅器は、施設区域全域において、(1)と同様の需要の見込み及び世帯分布に見合った箇所に配置することとされており、適切であると認められる。
(3) 施設の設置に伴い、道路等を占用し、他人の電柱等に共架し又は他人の土地等を使って設置することとなる場合は、道路等の占用許可、電柱等の共架承諾若しくは他人の土地等の使用承諾を得ているか又は得る見通しがあること。	適	施設の設置において必要な道路占用、電柱共架等については、国土交通省、島根県、大田市、JR西日本、中国電力株式会社及び西日本電信電話株式会社から承諾を得る見込みを得ていることから、支障ないと認められる。
<p>なお、他人の電柱等に共架する場合であって、同一施設区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置することとなる場合は、電柱等の共架承諾等において、幹線の共架方法その他同一区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置するための方策が具体的に明らかにされていること。</p>	一	<p>なお、当該施設区域に他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はないので審査の対象外である。</p>
(4) 設備の設置場所は、地域開発、治山治水、文化財保護等の関係法令からみて、設置が可能であると認められる場所であること。	適	一部の設備は国立公園区域にかかるため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく対応が必要であるが、既に環境省中国四国地方環境事務所の手続きを得ている。この他に、関係法令上の手続が必要となるような設備の設置は計画しておらず、問題ないと認められる。
(5) 施設を設置しようとする者は、有線テレビジョン放送施設者として自立的な事業活動を行う実体を有するものであること。	適	申請者である石見銀山テレビ放送株式会社は、有線テレビジョン放送事業等を行うために、地元企業、金融機関等が出資して設立した事業者であり、当該事業内容は定款に明記されているところである。
<p>2 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者（以下「電気通信事業者」という。）の加入者系光ファイバ網を利用する施設を設置する場合にあっては、前項の規定によるほか、電気通信事業者の加入者系光ファイバ網を利用することが他の手段に比較して、著しく合理性を欠くものでないこと。</p> <p>【法第4条第1項第1号】</p>	一	<p>本施設は、電気通信事業者の加入者系光ファイバ網を使用するものではないので審査の対象外である。</p>
<p>（施設の技術上の基準）</p> <p>第6条 施設は法第4条第1項第2号の技術上の基準に適合するものであることとする。なお、当該基準のうち次の掲げるものに関する審査は、次によることとする。</p>	適	<p>法第4条第1項第2号の技術上の基準への適合について、申請書に添付された技術資料及び機器仕様書と有線テレビジョン放送法施行規則第2節の技術基準の各項目との適合性を確認した結果、問題ないものと認められる。なお、次の項目に関する審査についても、適合しており問題ないものと認められる。</p>
<p>(1) 有線テレビジョン放送法施行規則第18条第2項に規定する技術上の基準について、放送局の行うテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る搬送波の受信空中線の出力端子におけるレベルは、当該レベルを電界強度から求める場合、次式によるものであること。</p> <p>$E_0 = E_f + GA + K$ [dB]</p> <p>E_0：出力端子の信号レベル</p> <p>E_f：受信電界強度</p>	適	<p>受信空中線の出力端子におけるレベルは、実測等した結果、基準を満足しており、支障ないと認められる。</p>

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事 由
<p>GA：受信空中線利得 K：換算値(別表1により求める。)</p> <p>(2) 有線テレビジョン放送法施行規則第2.2条第2項に規定する技術上の基準について、複数の光を多重して伝送する場合の光の波長は、別表2に掲げるものであること。 【法第4条第1項第2号及び有線テレビジョン放送法施行規則第2節】</p>	一	<p>本施設は、光波長多重によって有線テレビジョン放送を行うものではないため審査の対象外である。</p>
<p>(経理的基礎及び技術的能力) 第7条 経理的基礎及び技術的能力は、次の基準に照らして施設を確実に設置し、かつ、適確に運用するに足りると認められるものであることとする。</p> <p>(1) 経理的基礎 ア 工事費及び建設資金の調達 施設の設置に伴う工事費は施設設置工事の施工業者の見積等により適切に計上されており、これに見合う建設資金の調達は適切に行われるものであること。</p> <p>イ 事業収支見積 施設の設置許可申請に係る事業収支見積は、申請者が行う事業採算性を見積を基本とし、各収支項目の積算根拠が明確かつ合理的なものであること。</p> <p>なお、同一施設区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置することとなる場合は、複数の有線テレビジョン放送事業者が業務を行うことを考慮した加入見積を前提として作成されたものであること。</p> <p>また、テレビジョン放送の受信障害解消を目的とした施設であって、受信者の団体等が当該施設を設置し、同時再送信のみを行う場合の施設の設置許可申請に係る事業収支見積については、受信障害の原因者が業務の運営に要する費用の全額を負担する旨の契約を受信者の団体との間で締結している場合は、事業年度ごとの業務の運営に要する費用の額及び支払いの時期が明らかにされていること。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>一</p> <p>一</p>	<p>各項目について、以下のとおり適切であると認められる。</p> <p>工事費については、施工業者の見積により適切に計上されている。これに見合う建設資金は補助金及び借入金により調達することとしており、借入金については銀行からの融資証明が添付されているなど、支障なく調達されるものと認められる。</p> <p>加入率は、大田市内において先行実施したアンケートの結果を踏まえ、■年目で■%、■年目で■%の加入を見込んでおり、収入はこの契約料、利用料からの収入等を基本としている。施設予定区域内で行われたアンケート結果によると、非常に高い関心が示されており、2011年のアナログ放送終了等の諸事情を勘案した結果に基づく妥当な見込みであることから、支障ないと認められる。</p> <p>支出については、放送に必要な経費のほか修繕費、電柱等使用料など必要と認められる経費が適切に見込まれている。</p> <p>これらを基礎として算出した見積りは、開局■年目(平成■年度)で単年度黒字を計上し、その後も毎年一定の利益を確保する見通しとなっており、事業運営に支障ないものと認められる。</p> <p>当該施設区域に他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はないため審査の対象外である。</p> <p>本施設については、受信障害の解消のみを目的とするものではないため審査の対象外である。</p>

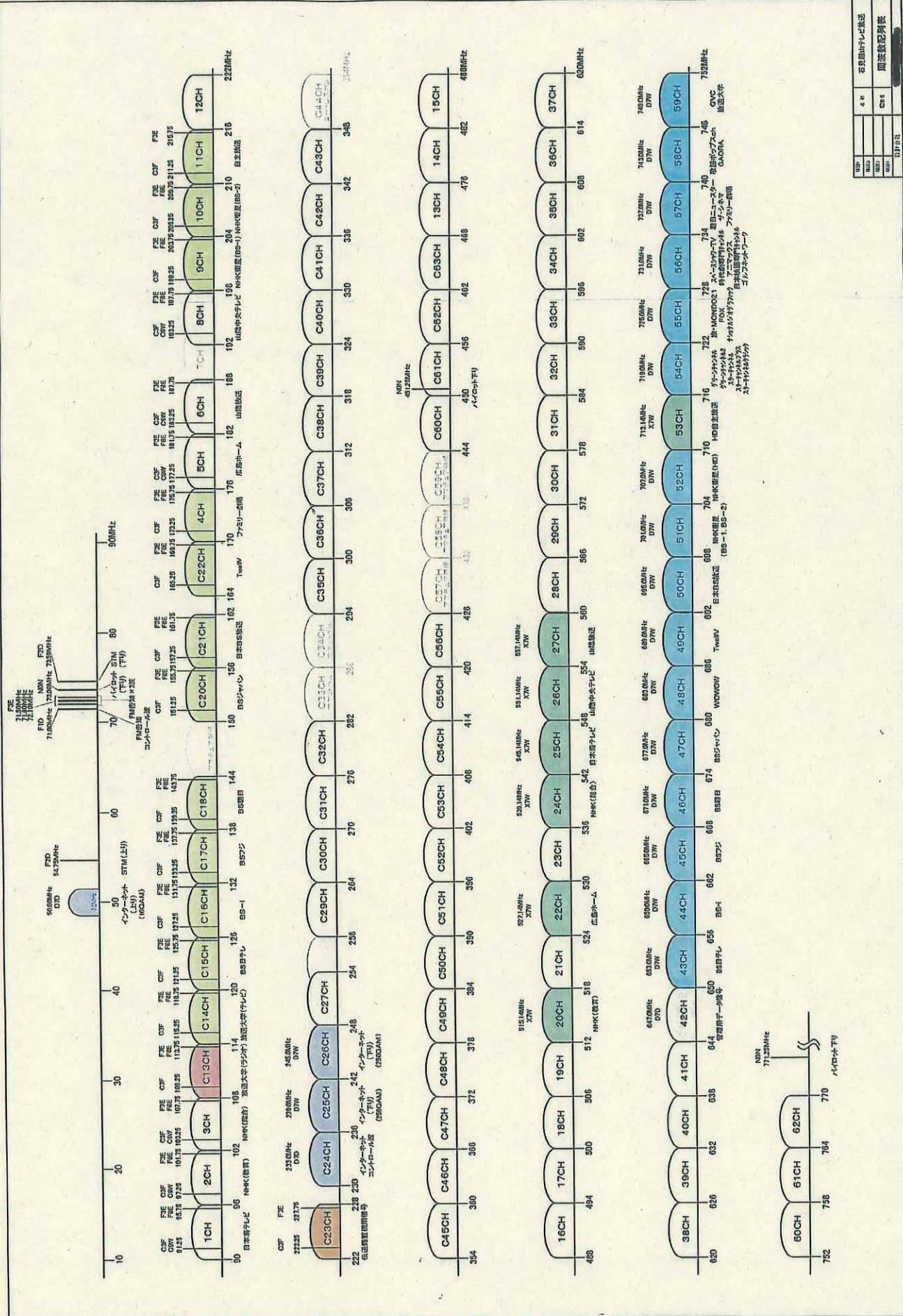
有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
<p>ウ 資金計画 資金計画は、有線テレビジョン放送業務が継続的に運営されていくための資金の裏付けとしての利益、増資収入等の資金収入と欠損、建設費等の資金支出に関して、資金の出入の計画が適切なものであること。</p>	適	<p>本申請に係る資金計画は、収支の見積り及びそのバランスにかんがみて、適切であると認められ、また、借入金返済についても、将来の収益等により着実に返済を行う計画となっており、問題ないと認められる。</p>
<p>(2) 技術的能力 ア 施設の設置工事及び保守の担当者は、実務経験等からみて十分な技術的能力を有すると認められる者であること。</p> <p>イ 保守体制は、緊急保守にも対応できる体制となっており、当該施設を保守するに十分な要員が確保されているものであること。 【法第4条第1項第3号】</p>	適	<p>施設の設置工事の担当者は、地元においてCATV工事の実績があり、総合評点の高い事業者から選定し委託する予定であり、保守担当者については業務委託条件に沿うことができる事業者を選定し委託する予定であり、支障ないと認められる。</p> <p>申請書に添付された障害対策対応基準書等の内容を確認した結果、自社及び委託事業者において、緊急保守に対応できる体制を設定し、十分な要員を確保することとされており、支障ないと認められる。</p>
<p>(施設設置の適切性) 第8条 施設を設置することが、その地域の地理上のまとまり、難視聴の状況、地域のコミュニケーション手段に対する需要の状況、生活・文化圏としての地域の一体的なまとまり等の事情に照らして、必要かつ適切であると認められるものであることとする。</p> <p>2 施設を設置する者が、一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情があることとする。この場合において、支配とは、放送局に係る表現の自由享有基準（平成20年総務省令第29号）第13条第1項の規定によるものとする。 【法第4条第1項第4号】</p>	適	<p>当該施設は、大田市において地上波の再送信、多チャンネル放送サービスを可能とするともに行政情報や地域行事情報を扱うコミュニティチャンネル等の自主放送やインターネットサービスの提供等により情報格差の是正や難視聴対策に資するものであり、当該施設の設置は必要かつ適切であると認められるものである。</p> <p>申請者は、一般放送事業者若しくは地方公共団体から支配を受けるものではないので、審査対象外である。</p>

イ 関係都道府県の意見（法第4条第2項）

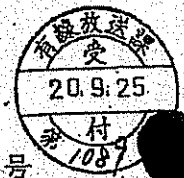
別添のとおり。（情第265号（20.9.24））

ウ 設置期間の指定（法第6条第1項）

平成21年3月31日



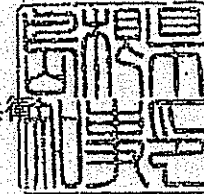
100%	4.0	石炭田山テレビ放送
100%	4.0	同波数記列表
100%	4.0	
100%	4.0	



情 第 265 号
平成 20 年 9 月 24 日

総務大臣 増田 寛也 様

島根県知事 溝口 善兵衛
(地域振興部情報政策課)



有線テレビジョン放送施設の設置について (回答)

平成 20 年 9 月 22 日付け中通有第 512 号により照会のありました標記の件につきましては、別紙のとおりです。

【連絡先】

島根県地域振興部情報政策課
情報政策グループ

TEL : [REDACTED]

FAX : [REDACTED]

mailto : [REDACTED]

(別紙)

石見銀山テレビ放送株式会社は、新たに有線テレビジョン放送施設を設置し、平成21年4月からの業務開始を予定しています。

つきましては、別添の申請の概要を参照の上、次の事項について該当する番号を○で囲み、ご意見等がある場合は記載してください。

照 会 事 項

1 申請のとおり有線テレビジョン放送施設(以下「施設」という。)を設置することについて、地域住民の生活利便性の向上及び福祉の増進等の観点から島根県として問題と考える点の有無。

(1) 問題はない(特段の意見があれば下記の意見記入欄にご意見等を記載してください)

(2) 問題がある(その内容及び理由について詳細に記載してください)

└───> その内容及び理由:

2 上記の他、国が有線テレビジョン放送法第4条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による審査を行う上で、この施設の設置について島根県として問題と考える点の有無。

(1) 問題はない(特段の意見があれば下記の意見記入欄にご意見等を記載してください)

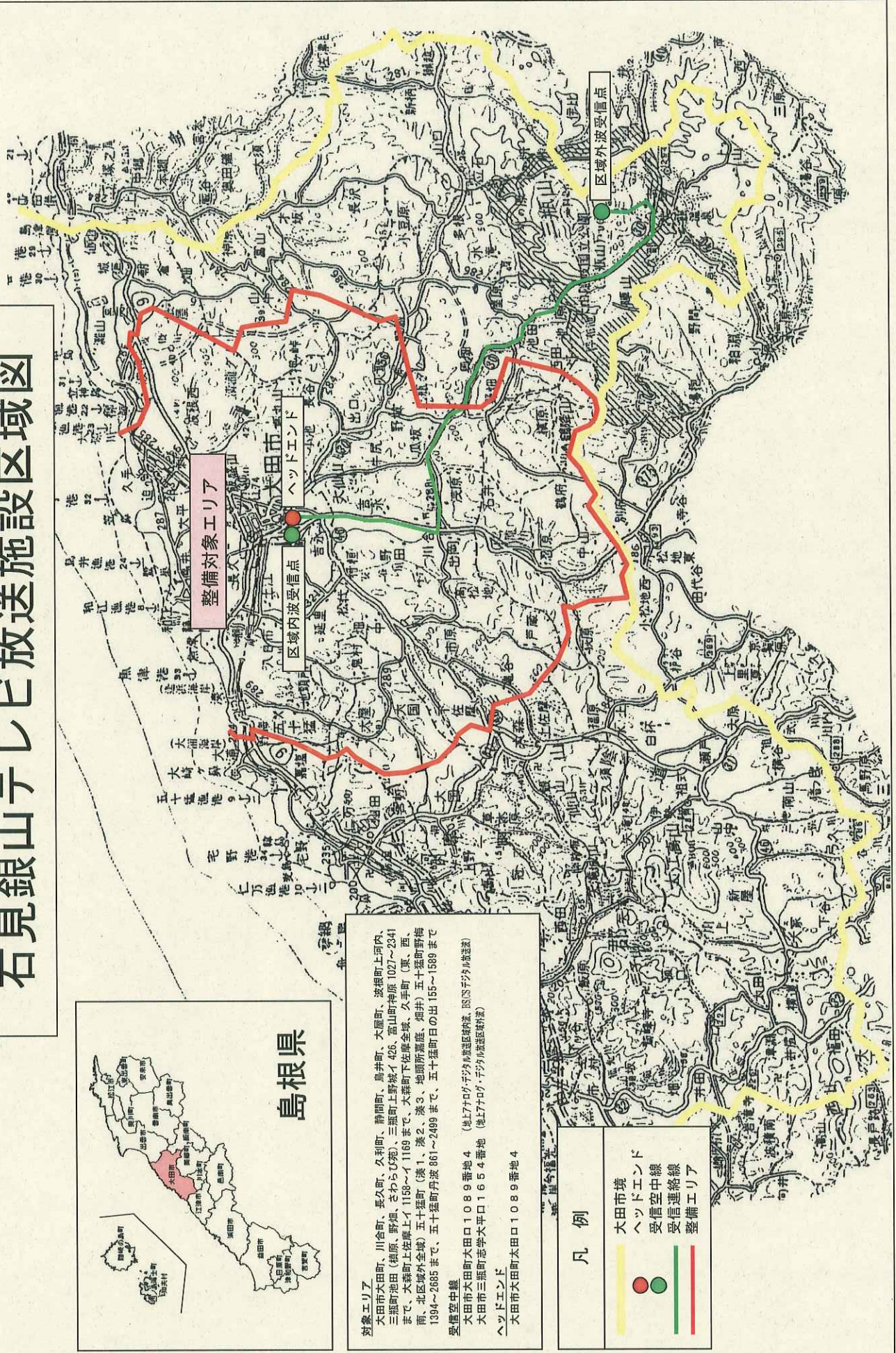
(2) 問題がある(その内容及び理由について詳細に記載してください)

└───> その内容及び理由:

意見記入欄(1(1)又は2(1)で施設の設置に問題がないと考える場合)

本件は、有線テレビジョン放送施設の新たな設置により情報通信格差の是正に資するものであり、当該地域の住民生活の利便性向上と、公共の福祉の増進が図られるものと期待されますので、許可にあたっては、事業の円滑な推進が図られるよう、格段のご配慮をお願いします。

石見銀山テレビ放送施設区域図



島根県

対象エリア
 大田市大田町、川合町、長久町、久利町、静間町、鳥井町、大屋町、波推町上河内、三瓶町池田(須原、野畑、さわらび苑)、三瓶町上野城イ428、富山町神原1027~2341まで、大森町上佐藤上イ1158~イ1169まで、大森町下佐藤全線、久手町(東、西、南、北区域外全線)五十壺町(溝1、溝2、溝3、地頭所裏庭、畑井)五十壺町野梅1394~2685まで、五十壺町丹波861~2489まで、五十壺町日の出155~1569まで

受信空中線
 大田市大田町大田口1089番地4 (地上7770V、デジタル放送、BS/CSデジタル放送)
 大田市三瓶町志学大平口1654番地 (地上7770V、デジタル放送区域外波)

ヘッドエント
 大田市大田町大田口1089番地4

凡例

	大田市境
	ヘッドエント
	受信空中線
	受信連絡線
	整備エリア

